

農用地区域の除外要件チェックリスト

1. その土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと。

- なぜ、この土地でなければならないのか。（「耕作放棄地になっている」「土地所有者が承諾した」といった理由は他の土地をもって代えることが困難な理由とは認められません）
- 具体的な計画があり、直ちに農用地以外等に利用する緊急性があるか。
- 除外する面積は、事業の目的からみて必要最小限の面積か。
- 農用地区域外の土地を含む他の土地で替えることができないと判断できるか。
- 自己所有地のすべてについて検討したか。また、新たな土地取得は不可能か。

2. 農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

- 地域計画に定められた農作物の生産振興や産地形成に支障がない。
- 地域計画の区域内において、農業を担う者が特定されている土地又は確保が見込まれている土地が農用地等以外の用途で利用されるおそれがないか

3. 農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。

- 農用地の集団化を阻害しないように計画地の二辺以上が非農地に隣接している等農用地区域の縁辺部であるか。
- 農地が虫食い状態にならないか。
- 除外後、非農地が介在することにより、農業機械の効率的な活用や病虫害防除等に支障が生じないか。
- 隣接農地の農作物の生育に悪影響を及ぼすおそれはないか。
- 一筆未満の申出の場合、残地は除外後も変わらず農地として利用できるか。

4. 農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障をおよぼすおそれがないこと。

- 認定農業者等が経営規模の大幅な縮小により、認定を受けた農業経営改善計画を達成できなくなるなど農業経営に支障が生じるおそれがないか。
- 認定農業者等が経営する一団の農用地の集団化が損なわれないか。

5. 農業用排水施設や農道など農用地等の保全又は利用上必要な施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと。

- ため池、用排水路等農用地区域内の土地の保全上必要な施設が毀損されるおそれがあり、土砂の流出または崩壊、洪水、地盤沈下等の災害の発生が予想されないか。
- 農業用排水施設等の農用地区域内の土地の利用上必要な施設に土砂等の流入による用排水停滞、汚濁水の流入等が予想されないか。

6. 土地改良事業（ほ場整備事業、かんがい排水事業など）等の工事が完了した後8年以上経過した土地であること。

- 事業の実施中または事業実施完了公告後、8年未満ではないか。